

社会福祉法人厚生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人厚生会定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員、第5条に規定する評議員及び第16条に規定する役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給の基準について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

2 役員等が勤務のために出張したときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第5条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、当該会計年度内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、定額なものについては前項(1)と同じくし、会議等に出席した場合は都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところのより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日に日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成31年3月1日より施行する。

この規程は、令和2年1月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額70万円以内
業務執行理事	月額60万円以内
理事	月額50万円以内

別表第2（常勤役員等の賞与）

当該年度の賞与	報酬月額×3、8か月以内
---------	--------------

別表第3（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事長

役職名	報酬の額
理事長	月額15万円以内

(2) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	11,137円

(3) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	11,137円

(4) 監事

区 分	日 額
評議員会への出席	11,137円
法人業務のための出勤	

(5) 評議員選任・解任委員会委員

区 分	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	11,137円